

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について
- (1) 1 ホームの定員を短期入所を含めて 10 人以下、日中事業所・高齢グループホームとの併設禁止を原則とする「指定方針」について、府内全市町村と共有・徹底すること。また複数法人や複数法人の偽装による申請等の「悪質なすり抜け」が起きないように、市町村と具体的な共有をすること。

（回答）

- 「大阪府指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」に基づき、同一事業者が一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10 名を超えないよう、市町村とも連携しつつ、働きかけを行ってまいります。
- 事業所の指定・指導に関しては、事業所の指定指導を実施している市町村との情報交換等の場を設けており、今後とも情報の共有を図ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について
- (3) 大阪府下全域の日中支援型の実施状況（指定自治体や箇所数）、ならびに日中支援型の協議会設置状況を示すとともに、協議会の検証内容を集約し、支援の質等運営実態を明らかにすること。

（回答）

- 日中サービス支援型共同生活援助は、障がいの重度化、高齢化に対応するために創設された類型であり、令和7年4月1日時点において10市町（大阪市、高槻市、貝塚市、箕面市、池田市、門真市、藤井寺市、阪南市、田尻町、熊取町）で14事業所が指定されています。
- 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、協議会に対して定期的に事業所実施状況等を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされており、事業所において、市町村と調整の上、報告等が行われているものと理解しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について
- (4) 府下の地域連携推進会議の取り組み状況を示すこと。また、国のガイドラインや研修の制度化などの動向をふまえつつ、市町村とも連携して大阪版ガイドラインを策定し、地域のあたりまえのくらしとして支援すべきこと（食事・入浴・外出など）と禁止事項（募集時点での重度者排除・門限など）をわかりやすく明示し、事業者研修を行うこと。また、ガイドライン策定にむけて、現場の声をふまえた検討の場を設置すること。

(回答)

- 地域連携推進会議は、グループホームの利用者と地域との関係づくりやサービスの透明性・質の確保等を目的として、各事業所に設置が義務付けられており、令和6年4月に国が示した「地域連携推進会議の手引き」を踏まえ、各事業所において、今年度中に設置・開催されるものと認識しています。
- 令和6年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究」報告書で「共同生活援助ガイドライン案」が作成されました。
- 本ガイドライン案では、共同生活援助を運営する事業者が、利用者に対して質の高い支援を提供するため、共同生活援助における運営や支援内容に関する基本的な事項が示されています。
- 各事業所が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、提供する支援の質の向上に努め、質の高いサービスを提供されるよう、本ガイドライン案の周知を図ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について
- (5) 自治体における重度訪問介護や移動支援などの制度運用において、グループホーム入居者の外出を阻害するような制限がないか調査し、多様な制度を利用することを含めて、自由な外出や社会参加を保障するよう周知すること。また、入居者の重度化・高齢化への課題もふまえ、グループホーム入居者の通院等介助の月2回の利用制限を撤廃するよう、国に強く働きかけること。

（回答）

- 大阪府においては、市町村が、介護給付費等の支給決定にあたって、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえたうえで、一人ひとりの実情に応じ、適切に判断のうえ支給決定するよう通知しており、今後も引き続き市町村に働きかけてまいります。
- 大阪府が実施した府内市町村の運用状況の調査（令和6年度）では、グループホーム入居者の通院回数が「月3回以上」となる場合、17団体は「必要に応じ通院等介助を支給」と回答しており、残りのうち6団体は移動支援が利用できますが、20団体が移動支援を利用できないという結果でした。今後とも、運用状況の調査を実施し、結果については市町村に情報提供するとともに、市町村担当者説明会等で移動支援の柔軟な運用の検討を働きかけてまいります。
- 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについては、令和9年3月31日まで延長されたところですが、恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（波線部について回答）

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について

(6) 区分が低く認定される傾向の精神障害者グループホームについて、報酬改定の影響を含め、実態調査やヒヤリングを行ない、安定運営や拡充のための府独自の方策を検討すること。また精神障害者本人のあたりまえの権利として、必要な支援が把握できるような調査項目や調査のあり方について検討し、国に働きかけてゆくこと。

（回答）

- 障がい者支援施設等からの地域移行を進めるにあたっては、障がい者の暮らしの場であるグループホームの役割が重要と認識しております。
- 障がい福祉サービスに係る報酬上の措置は、施策を安定的に実施する観点から、国において実施すべきものであるため、これまで、必要な財源を措置するよう要望しており、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について
- (7) 個人単位のヘルパー併用について、政令・中核市を含む府下自治体と連携し、府下全域の個別のヘルパー併用の実態（人数・利用時間等）、支給決定状況やガイドラインを集約し、示すこと。また、個人単位のヘルパー併用の恒久化、ならびに休日も対象とされている長時間利用減算について次期改定を待たず減算対象から除外することを、国に強く要望すること。

（回答）

- 重度障がい者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障がい者の受入体制の確保の観点から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、令和9年3月31日まで取扱いが延長され、その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて基本報酬が見直されたところです。
- 大阪府としても、市町村に対し、令和6年度報酬改定の内容を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。
- 併せて、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、要望してきたところであり、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について

(8) 国に対し、サテライト型の年限撤廃、地域移行特別加算の在宅からの入居支援への拡充、自立生活支援加算の拡充を要望すること。また大阪府として、年限付きでない「サテライト型」あるいは「グループホーム圏」（ひとり住戸）など、多様な物件確保や支援形態の方策を検討すること。

（回答）

- サテライト型住居では、グループホームでの支援を受けずに、いずれ自立した生活を送ることを基本として、「3年で一般住宅等へ移行する」という原則があります。
- 大阪府においては「3年の原則」を撤廃し、グループホームの支援を受けつつ、一人の空間で落ち着いた環境のもと安心して住み続けることができるよう、実態に見合ったものに改善されるよう要望しています。
- グループホーム制度の拡充については、これまでも国に対し様々な要望を行ってきたところであり、今後もグループホーム制度の拡充に必要な施策については、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第5次大阪府障がい者計画の推進と大阪府の具体策、および国への要望について
- (9) 各自治体のグループホームにおける重度対応の実態を把握しなおし、大阪府第5次計画の見込み量を上方修正すること。また今後の必要量について、幅広いニーズを考慮した検討をすすめるとともに、良質なグループホーム拡充の観点から、国の総量規制議論に対する申し入れを行うこと。

（回答）

- 「第5次大阪府障がい者計画」（令和6年3月改定）において、令和6年度から令和8年度までの3年間における、共同生活援助を含めた障がい福祉サービス等の見込み量を示していますが、この見込み量については、国の指針を踏まえ、府内の市町村障がい福祉計画に基づき算出しています。
- 府としては、地域移行をより推進していく観点から、重度障がい者を受け入れ地域生活を支援するグループホームの拡充が重要と認識しています。また、令和5年3月に大阪府障がい者自立支援協議会の報告書「地域における障がい者等への支援体制について」においても、重度化・高齢化に対応した生活環境の整備として、障がい特性に応じた支援を行うための個室化の推進など、生活の質を高める取組の必要性に言及されていることから、令和5年度より重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施し、重度障がい者の住まいの確保に取り組んでいるところです。
- なお、国に対しては、良質なグループホーム拡充といった観点も含め、
・障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなること
・将来にわたり安定した制度の運営ができるよう国において必要な財源を確保すること
・障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化は喫緊の課題となっており、障がい特性に応じた専門的な支援が安定的に行えるよう基本報酬等の見直しを検討すること
などを要望しているところです。『利用者本位のサービス提供』となるように、引き続き、総量規制議論についても国動向を注視してまいりたいと存じます。

- 先の報酬改定においては、「必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について」引き続き検討・検証を行うとされたところです。
- 大阪府においては、次期報酬改定に向けた国の動きを注視しつつ、グループホームの更なる充実について、国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(2) 公営住宅利用グループホームにおいて、入居者の重度・高齢化による住環境の課題が増加していることをふまえ、住宅替えの要件を拡充するなど、住み続けるための支援を検討すること。また、空き家活用による営利目的のグループホームや大規模化が進む実態もふまえ、公営住宅利用の拡充とともに、借り上げ型公営住宅によるグループホーム活用や、「隣接住戸2戸1化改修」などのグループホーム仕様など府独自のモデル事業を進め、国にも提言すること。

（回答）

○ 障がい者グループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が、普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、普及・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(2) 公営住宅利用グループホームにおいて、入居者の重度・高齢化による住環境の課題が増加していることをふまえ、住宅替えの要件を拡充するなど、住み続けるための支援を検討すること。また、空き家活用による営利目的のグループホームや大規模化が進む実態もふまえ、公営住宅利用の拡充とともに、借り上げ型公営住宅によるグループホーム活用や、「隣接住戸2戸1化改修」などのグループホーム仕様など府独自のモデル事業を進め、国にも提言すること。

（回答）

- 公営住宅のグループホーム事業への活用については、障がい者が地域で暮らせる社会の実現に向けて、地域の実情を踏まえた積極的な活用が期待されているところです。
- 大阪府としても、国土交通省から通知されている「公営住宅のグループホーム事業への活用に関するマニュアル」の活用や福祉部局との連携など、今後も引き続き、市町に対し助言してまいります。
- 府営住宅においては、グループホームは目的外使用として許可するものであり、「住宅替え」という概念はありませんが、グループホームとして利用いただいている住戸がエレベーターなしの上の階にあり、入居者が高齢化により昇降困難となるなどの事情が生じた場合には、空家の状況を踏まえ、個別に対応することになります。
- 転居が可能な場合は、現在住戸を使用している事業者において、転居先住戸がグループホームとして使用できるか確認し、新たな使用許可申請等の手続きを行う必要があります。
- また、府営住宅では、福祉部と連携し、令和7年6月30日現在、528戸をグループホームとして利用いただいております。これまでと同様に府営住宅の空室の活用により、グループホーム用として利用できる住戸を選定し提供します。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課（下線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(5) 入居者の障害支援区分の変更や入居者の変更による消防法上の6項ハからロへの変更にあたっては、必要十分な移行期間を検討すること。また即時の違反公表の対象としないこと。

（回答）

○ 障がい者が住み慣れた生活の場で引き続き安全に安心して暮らしていけるよう、厚生労働省から消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えたうえで、小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直し（火災等が発生した際の安全性等を担保できる場合は、スプリンクラー設備を免除できる要件の見直し）について働きかけるよう要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(6) 次期大阪府障がい者計画の策定にむけて、グループホーム追い出し裁判に見られる消防法令・住宅法令の影響やコンフリクト問題を含めて、グループホームの物件確保に関する実態を調査し、入居拒否につながらない対策について具体的な検討を行なうこと。また、計画策定と連動して、物件確保に関する実態調査を定期的を実施すること。

（回答）

- グループホームにおける消防法令改正による影響等については、府内市町村と意見交換するなど、実態の把握などに努めているところです。
- また、消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝え、たうで小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直しを働きかけるよう厚生労働省に要望しており、引き続き、国に働きかけてまいります。
- 障がい者グループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が、普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、その普及・啓発に取り組んでまいります。
- 現在、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする第5次大阪府障がい者計画に基づき障がい福祉施策を推進しているところです。
- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 次期計画策定にあたっては、本年度8・9月に実施する生活ニーズ実態調査の結果や計画の実績・進捗の状況等を踏まえ、障がい当事者をはじめ幅広い意見もお伺いしながら策定してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(6) 次期大阪府障がい者計画の策定にむけて、グループホーム追い出し裁判に見られる消防法令・住宅法令の影響やコンフリクト問題を含めて、グループホームの物件確保に関する実態を調査し、入居拒否につながらない対策について具体的な検討を行なうこと。また、計画策定と連動して、物件確保に関する実態調査を定期的を実施すること。

(回答)

○ 都市整備部では、障がい者など住宅確保要配慮者の入居拒否につながらない対策として、当該要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度の周知・啓発等を行っています。また、公営住宅では、グループホーム用住戸の提供に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を進めてまいります。(グループホームに関する要求項目2.(7)、(8)の回答参照)

※参考

公営住宅におけるグループホームの利用状況は、市町営住宅で35団地100戸(令和7年3月31日時点)、府営住宅で528戸(令和7年6月30日時点)となっております。(グループホームに関する要求項目2.(2)、(3)の回答参照)

(回答部局課名) ※下線部について回答

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(7) あいつぐコンフリクト問題をふまえ、府の啓発チラシやふれあいだよりなどにより、UR、家主・宅建業者・管理会社・保証業者、地域や公営住宅自治会等への啓発を充実させること。またグループホームの物件確保や、グループホームからひとりぐらしへの移行などについて、住宅セーフティーネット法による支援ができるよう、国に求めること。

（回答）

○ 障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要です。

○ そのため、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介するチラシを作成し、府のホームページで周知を図るとともに、宅地建物取引業者研修会に出向いて、グループホーム制度について説明を行うなど、宅建業者や賃貸住宅家主等への普及・啓発に努めています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(7) あいつぐコンフリクト問題をふまえ、府の啓発チラシやふれあいだよりなどにより、UR、家主・宅建業者・管理会社・保証業者、地域や公営住宅自治会等への啓発を充実させること。またグループホームの物件確保や、グループホームからひとりぐらしへの移行などについて、住宅セーフティネット法による支援ができるよう、国に求めること。

（回答）

- 賃貸契約時に関与する宅建事業者の協力を得ながら、家主等に対してOsaka あんしん住まい推進協議会が作成した「住宅セーフティネット制度」に関するチラシや、大阪府福祉部作成の「障がい者グループホーム 開設ハンドブック」を活用し、啓発を行っています。引き続き、広報啓発に努めてまいります。
- また、グループホームからひとりぐらしへの移行に対する支援については、現行法制度においても、広く居住支援業務として、居住支援法人による住まい探しの支援や入居後の見守りサポート等の活動が行われているところです。
- 宅地建物取引業者に対する啓発については、当該事業者向けの研修会において、当課が作成する「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を活用すること、また、福祉部の担当者が説明する時間を設けることにより、グループホームの制度を周知しているところです。
- 今後も宅地建物取引業者に対する啓発に取り組んでまいります。
- 府営住宅では、全入居者に配布している「ふれあいだより」にグループホームについての記事を掲載し、広報・啓発に引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課（下線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課（太字部について回答）

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課（波線部について回答）